

(4) 基礎率

① 基礎率の元となる統計の概要と算定方法等

| 基礎率の種類 | ア. 元となる統計 及び イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ [アは、内容(表別、集計項目、集計対象等)、使用年度、出所、抽出方法等、イは、内容、出所等] | ウ. 設定方法 及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 [概要(考え方と方法)、加工・補正・補完等の方法] | エ. 推計における使用方法 [概要(どのようなデータにどう使い何を算出するか)] | カ. 前回との変更点 |
|-------------|---|--|---|------------|
| 総脱退力 | ア. 元となる統計 被保険者種別・年齢別 被保険者数 (平成10～13年度末) 被保険者種別・年齢別 総脱退者数 (平成11～13年度) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ | ウ. 設定方法 被保険者種別・年齢別に3年度平均で捉えた年度中総脱退者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 | 前年度末の被保険者数から当年度中の総脱退者数を推計 | |
| 死亡脱退力 | ア. 元となる統計 被保険者種別・年齢別 被保険者数 (平成10～13年度末) 被保険者種別・年齢別 死亡脱退者数 (平成11～13年度) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ | ウ. 設定方法 被保険者種別・年齢別に3年度平均で捉えた年度中死亡脱退者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 | 前年度末の被保険者数から当年度中の死亡脱退者数を推計 | |
| 一般障害年金発生力 | ア. 元となる統計 性別・年齢別 被保険者数 (平成10～13年度末) 性別・年齢別 新規裁定一般障害基礎年金受給権者 (平成11～13年度) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ | ウ. 設定方法 性別・年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定一般障害基礎年金受給権者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 | 前年度末の被保険者数から当年度中の一般障害年金脱退者数を推計 | |
| 20歳前障害年金発生力 | ア. 元となる統計 性別・年齢別 新規裁定20歳前障害基礎年金受給権者 (平成11～13年度) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 性別・年齢別 10月1日現在推計人口 (平成11～13年) | ウ. 設定方法 性別・年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定20歳前障害基礎年金受給権者数を10月1日現在推計人口で除したものを平滑化 | 総人口から当年度中の20前障害年金脱退者数を推計 | |
| 遺族年金(妻)発生割合 | ア. 元となる統計 年齢別 男子1号死亡脱退者数 (平成11年度～13年度) 夫死亡時年齢別 新規裁定遺族基礎年金(妻)受給権者数 (平成11年度～13年度) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ | ウ. 設定方法 年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定遺族基礎年金(妻)受給権者数を男子1号死亡被保険者数で除したものを平滑化 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 | 当年度の死亡脱退者数から当年度中の遺族基礎年金(妻)受給権者数を推計 | |

| | | | | |
|----------------------------|---|--|----------------------------------|--|
| 遺族年金 (子)発生割合 | <p>ア. 元となる統計 年齢別 男子1号死亡被保険者数 (平成11～13年度) 夫死亡時年齢別 新規裁定遺族基礎年金(子)受給権者数 (平成11～13年度)</p> <p>イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ</p> | <p>ウ. 設定方法 年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定遺族基礎年金(子)受給権者数(妻なし、第1子)を男子1号死亡被保険者数で除したものを平滑化</p> <p>オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法</p> | 当年度の死亡脱退者数から遺族基礎年金(子)受給権者数を推計 | |
| 寡婦年金発生割合 | <p>ア. 元となる統計 年齢別 男子1号被保険者(1号納付期間と免除期間の合計が25年以上の者)数 (平成10～平成13年度末) 年齢別 男子1号待期者(1号納付期間と免除期間の合計が25年以上の者)数 (平成10～平成13年度末) 夫死亡時年齢別 新規裁定寡婦年金受給権者数 (平成11年度～13年度)</p> <p>イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 生命表</p> | <p>ウ. 設定方法 年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定寡婦年金受給権者数を死亡被保険者・待期者数で除したものを平滑化</p> <p>オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法</p> | 前年度末の被保険者数から当年度中の寡婦年金受給権者数を推計 | |
| 死亡一時金発生割合 | <p>ア. 元となる統計 性別・年齢別 1号被保険者(1号納付期間と免除期間の合計が3年以上の者)数 (平成10～平成13年度末) 性別・年齢別 1号待期者(1号納付期間と免除期間の合計が3年以上の者)数 (平成10～平成13年度末) 性別・年齢別 死亡一時金受給権者数 (平成11年度～13年度)</p> <p>イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 生命表</p> | <p>ウ. 設定方法 年齢別に3年度平均で捉えた死亡一時金受給権者数を死亡被保険者・待期者数で除したものを平滑化</p> <p>オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法</p> | 前年度末の被保険者数から当年度中の死亡一時金受給権者数を推計 | |
| 年金失権率 | <p>ア. 元となる統計 性別・年金種別・年齢別 年金受給権者数 (平成10～平成13年度末) 性別・年金種別・年齢別 新規裁定年金受給権者数 (平成11～平成13年度)</p> <p>イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 生命表</p> | <p>ウ. 設定方法 被保険者種別・年金種別・年齢別に3年度平均で捉えた年度中央権者数を年度平均受給権者数で除したものを平滑化</p> <p>オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 将来推計人口における将来の死亡率改善と同程度の改善を年度ごとに性別・年齢別に行う</p> | 前年度末の受給権者数から当年度中の失権者数を推計 | |
| 被保険者であった者と遺族年金(妻)受給権者の年齢相関 | <p>ア. 元となる統計 被保険者であった者の死亡時年齢別・受給者年齢別 遺族年金(妻)新規裁定受給権者数 (平成11～平成13年度)</p> <p>イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ</p> | <p>ウ. 設定方法 3年平均の被保険者であった者の死亡時年齢と遺族年金新規裁定者の年齢から設定</p> <p>オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法</p> | 死亡した被保険者の年齢から遺族年金(妻)の新規裁定者の年齢を推計 | |

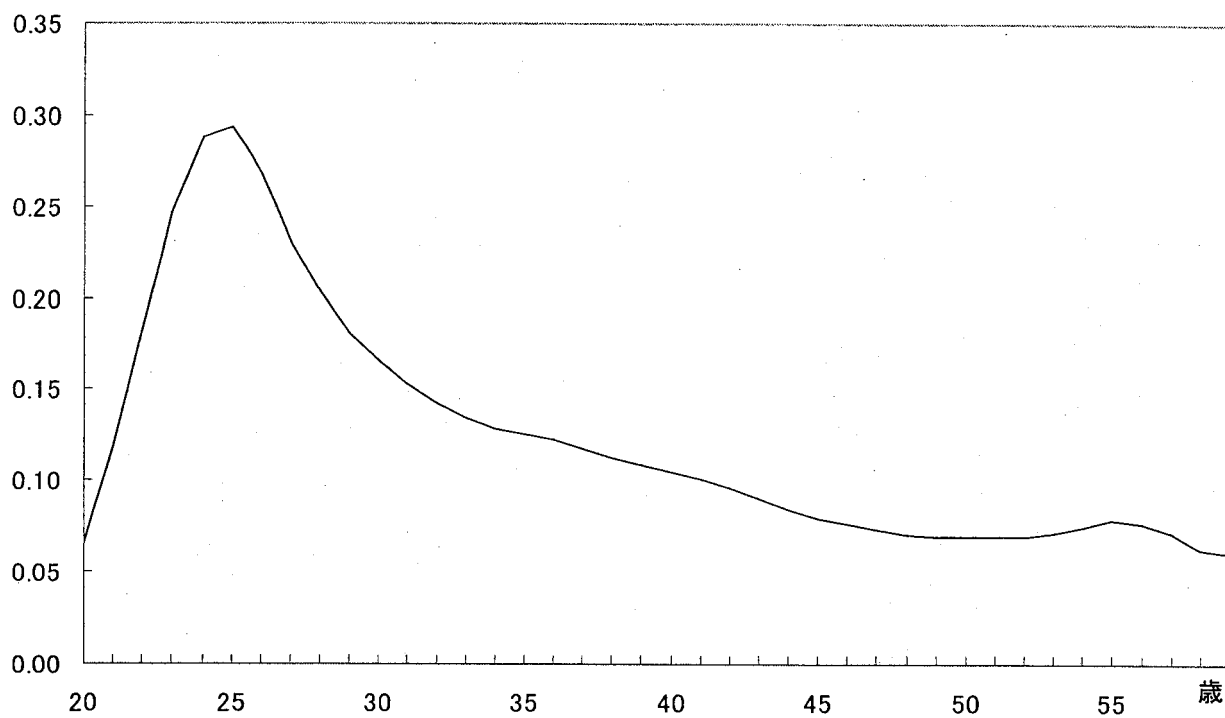
| | | | | |
|---|---|--|---|--|
| <p>被保険者であった者と遺族年金(子)受給権者の年齢相関</p> | <p>ア. 元となる統計 被保険者であった者の死亡時年齢別・受給者年齢別 遺族年金(子)新規裁定受給権者数 (平成11～平成13年度)</p> <p>イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ</p> | <p>ウ. 設定方法 3年平均の被保険者であった者の死亡時年齢と遺族年金新規裁定者の年齢から設定</p> <p>オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法</p> | <p>死亡した被保険者の年齢から遺族年金(子)の新規裁定者の年齢を推計</p> | |
| <p>被保険者であった者と寡婦年金受給権者の年齢相関</p> | <p>ア. 元となる統計 被保険者であった者の死亡時年齢別 寡婦年金新規裁定受給権者の平均年齢 (平成11～平成13年度)</p> <p>イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ</p> | <p>ウ. 設定方法 3年平均の被保険者であった者の死亡時年齢と寡婦年金新規裁定者の平均年齢から設定</p> <p>オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法</p> | <p>死亡した被保険者の年齢から寡婦年金の新規裁定者の年齢を推計</p> | |
| <p>年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合 遺族年金(妻) 第1・2子</p> | <p>ア. 元となる統計 年齢別 遺族年金(妻)受給権者数 (平成11～13年度末) 遺族年金(妻)年齢別 第1子、第2子数 (平成11～13年度末)</p> <p>イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ</p> | <p>ウ. 設定方法 遺族年金(妻)の年齢別に3年平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化</p> <p>オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法</p> | <p>遺族年金(妻)の加給年金額対象者を推計</p> | |
| <p>年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合 遺族年金(妻) 第3子以降</p> | <p>ア. 元となる統計 年齢別 遺族年金(妻)受給権者数 (平成11～13年度末) 遺族年金(妻)年齢別 第3子以降の数 (平成11～13年度末)</p> <p>イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ</p> | <p>ウ. 設定方法 遺族年金(妻)の年齢別に3年平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化</p> <p>オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法</p> | <p>遺族年金(妻)の加給年金額対象者を推計</p> | |
| <p>年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合 遺族年金(子) 第2子</p> | <p>ア. 元となる統計 年齢別 遺族年金(子)受給権者数 (平成11～13年度末) 遺族年金(子)第1子年齢別 第2子数 (平成11～13年度末)</p> <p>イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ</p> | <p>ウ. 設定方法 遺族年金(子)第1子(妻なし)の年齢別に3年平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化</p> <p>オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法</p> | <p>遺族年金(子)の加給年金額対象者を推計</p> | |

| | | | | |
|--|---|--|----------------------------------|--|
| <p>年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合 遺族年金(子)第3子以降</p> | <p>ア. 元となる統計 年齢別 遺族年金(子)受給権者数 (平成11~13年度末) 遺族年金(子)第1子年齢別 第3子以降の数 (平成11~13年度末) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ</p> | <p>ウ. 設定方法 遺族年金(子)第1子(妻なし)の年齢別に3年平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法</p> | <p>遺族年金(子)の加給年金額対象者を推計</p> | |
| <p>年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合 障害年金第1・2子</p> | <p>ア. 元となる統計 年金種別・受給権者年齢別 受給権者数 (平成11~平成13年度末) 年金種別・年齢別 第1子、第2子数 (平成11~平成13年度末) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ</p> | <p>ウ. 設定方法 年金種別・年齢別に3年平均の加給年金額対象者数を受給権者数で除したものを平滑化 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法</p> | <p>障害年金の加給年金額対象者を推計</p> | |
| <p>年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合 障害年金第3子以降</p> | <p>ア. 元となる統計 年金種別・受給権者年齢別 受給権者数 (平成11~平成13年度末) 年金種別・受給権者年齢別 第3子以降の数 (平成11~平成13年度末) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ</p> | <p>ウ. 設定方法 年金種別・年齢別に3年平均の加給年金額対象者数を受給権者数で除したものを平滑化 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法</p> | <p>障害年金の加給年金額対象者を推計</p> | |
| <p>障害年金障害等級割合</p> | <p>ア. 元となる統計 年金種別・性別・等級別 受給権者数 (平成11~13年度末) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ</p> | <p>ウ. 設定方法 3年平均の等級別割合から設定 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法</p> | <p>障害年金の障害等級別新規裁定者数を推計</p> | |
| <p>老齢年金繰上請求率</p> | <p>ア. 元となる統計 性別・年齢別 新規裁定老齢基礎年金受給権者数 (平成13年度) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ</p> | <p>ウ. 設定方法 新規裁定者の年齢構成により設定 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 繰上げ減額率の変更により、減額率の変更割合に応じて請求割合が変化すると設定</p> | <p>老齢基礎年金受給待期者のうち繰上げ請求する者を推計</p> | |

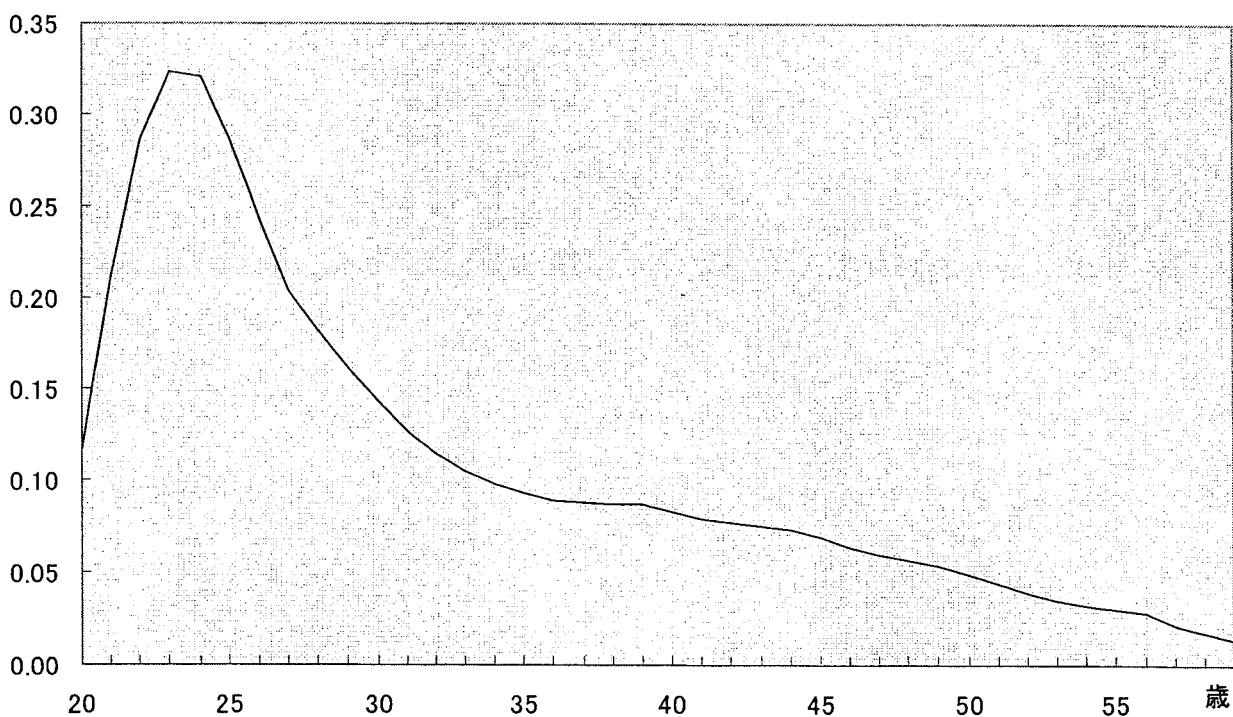
| | | | | |
|--------------------|--|--|----------------------------------|---------------------|
| <p>国民年金保険料の納付率</p> | <p>ア. 元となる統計 年齢別 納付率 (平成14年度)</p> <p>イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ</p> | <p>ウ. 設定方法 平成14年度実績を基に年齢別に設定</p> <p>オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 平成19年度に向けて線形的に納付率を80%となるように設定</p> | <p>国民年金第1号被保険者の保険料納付者数を推計する。</p> | <p>目標納付率に基づいて設定</p> |
| <p>国民年金保険料の免除率</p> | <p>ア. 元となる統計 免除率 (平成14年度)</p> <p>イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 国民年金被保険者実態調査報告(平成14年)の特別集計</p> | <p>ウ. 設定方法 平成14年度実績を基に設定</p> <p>オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 免除基準の見直しに伴う免除率の変化は国民年金被保険者実態調査に基づき設定。 多段階免除導入に伴い、4分の3免除、半額免除、4分の1免除割合は多段階免除導入前の半額免除割合の半分と設定</p> | <p>国民年金第1号被保険者の保険料免除者を推計する。</p> | |

②主な基礎率〈グラフ〉

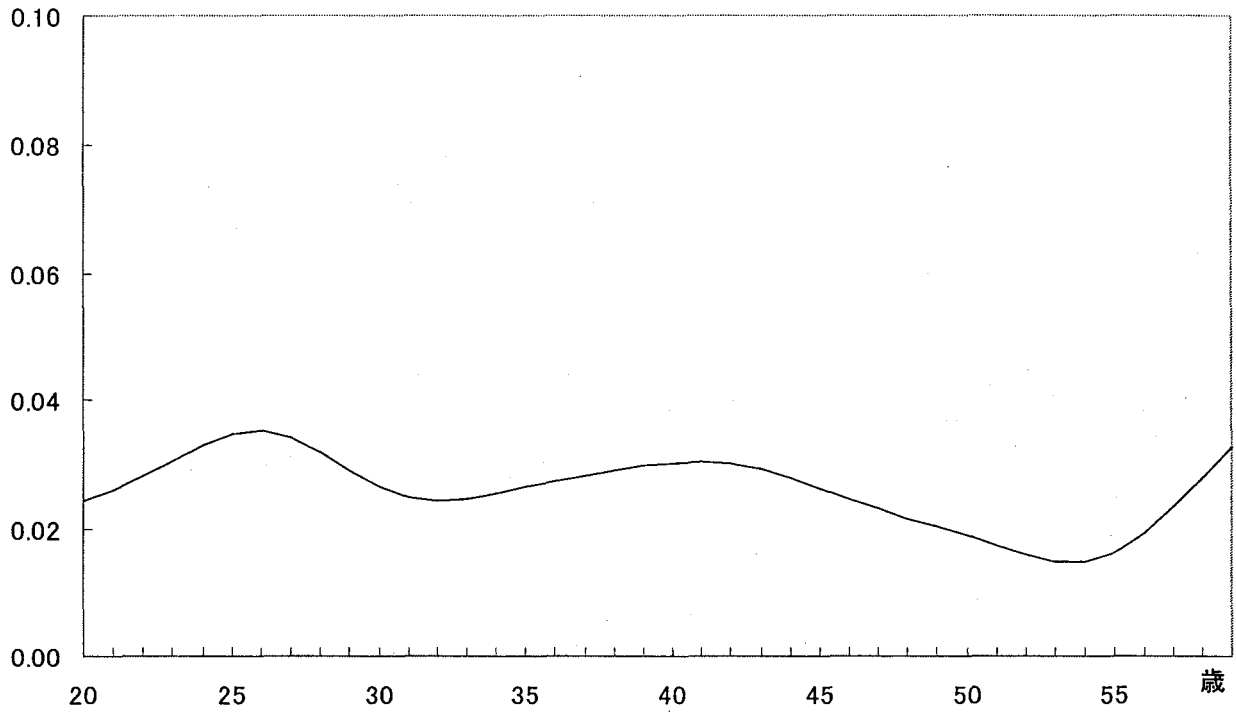
国民年金総脱退力（1号男子）



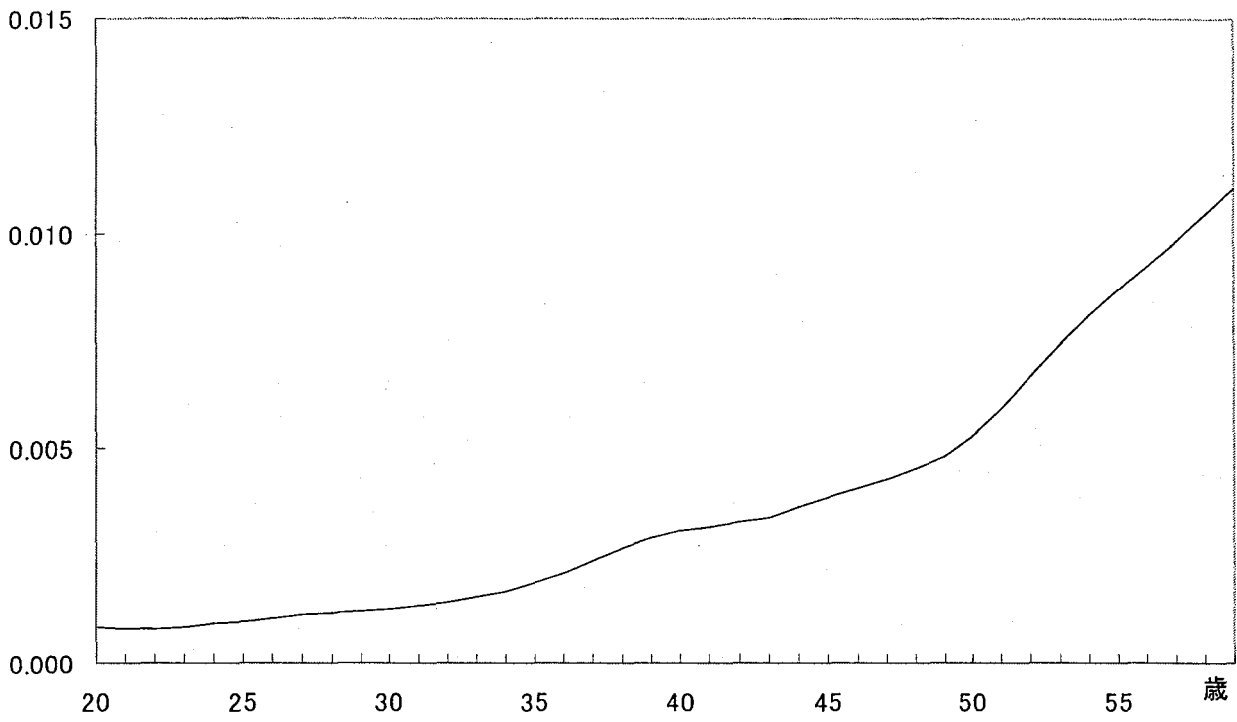
国民年金総脱退力（1号女子）



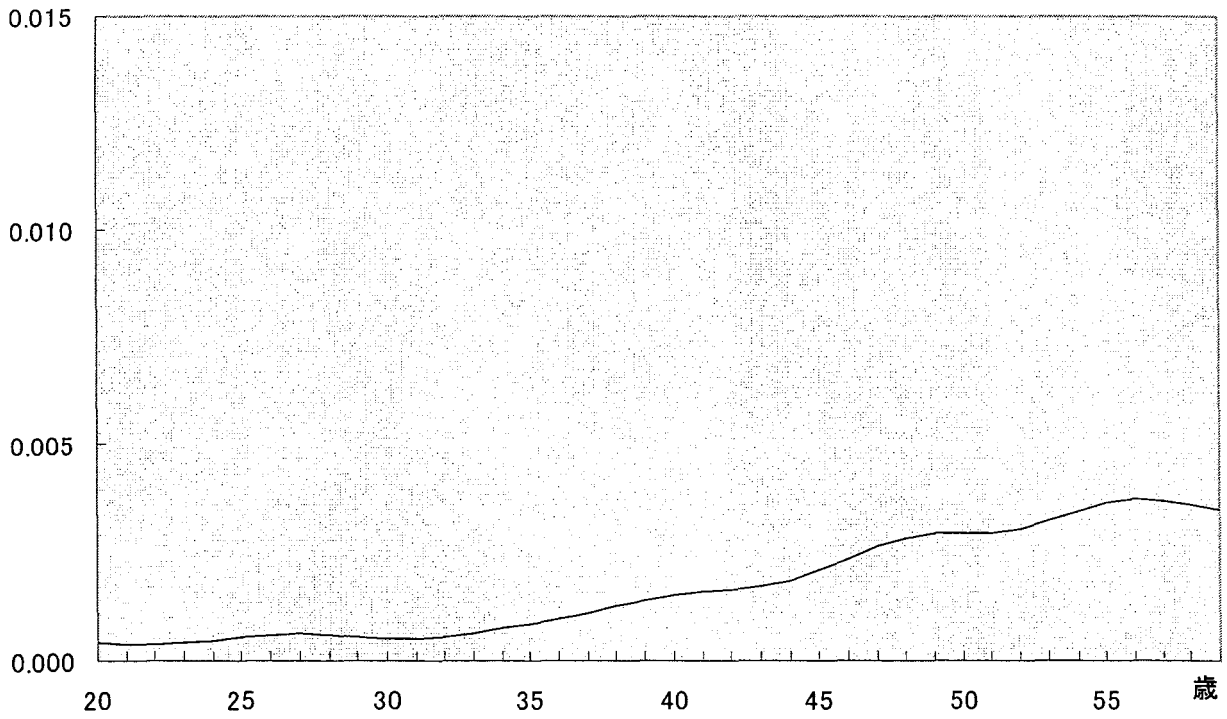
国民年金総脱退力 (3号)



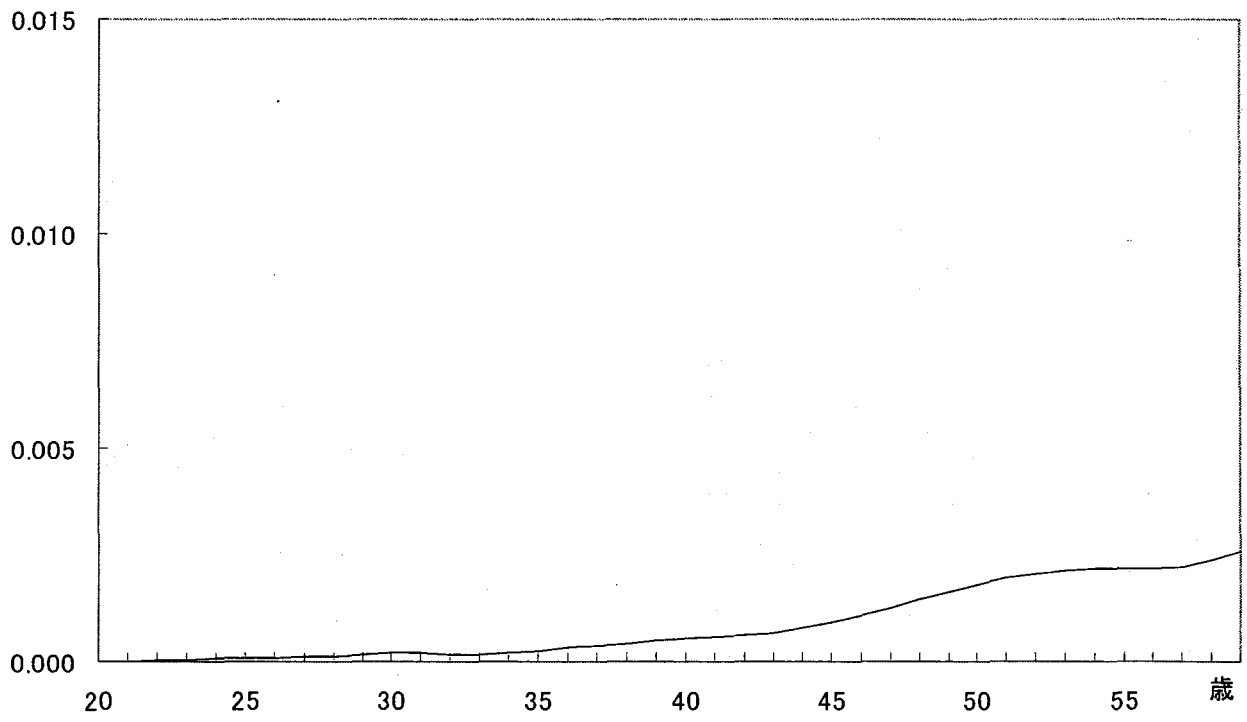
国民年金死亡脱退力 (1号男子)



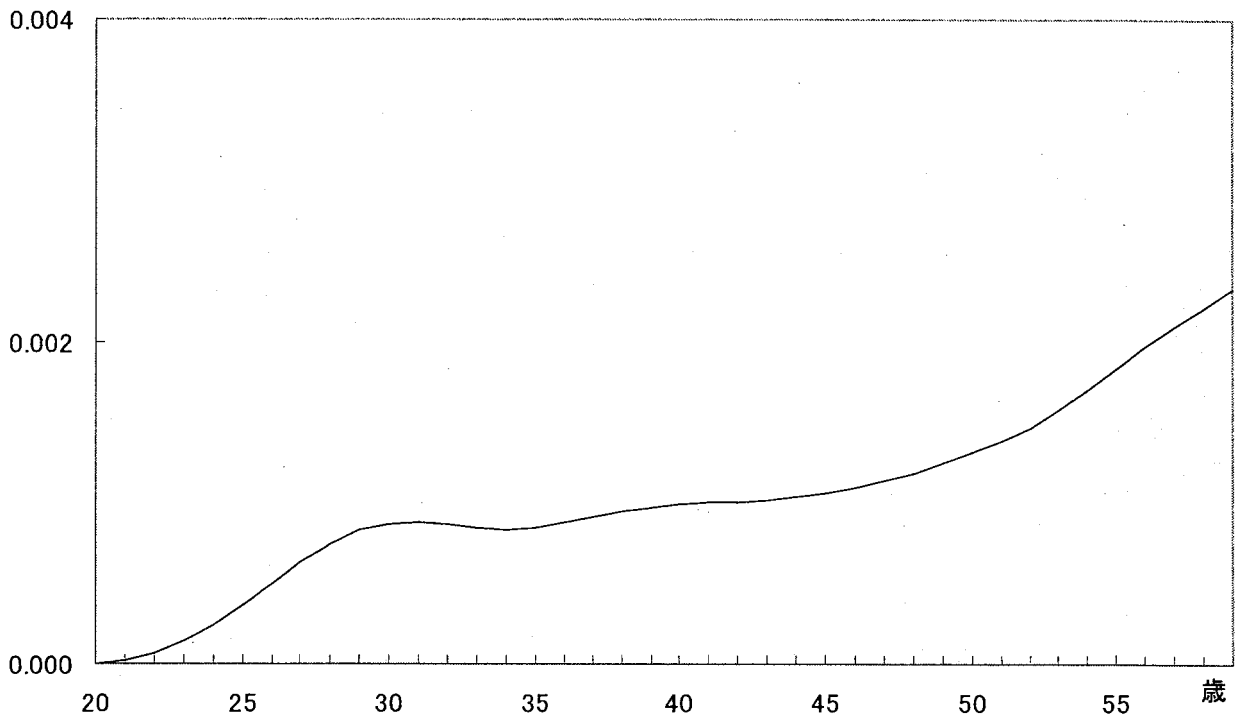
国民年金死亡脱退力 (1号女子)



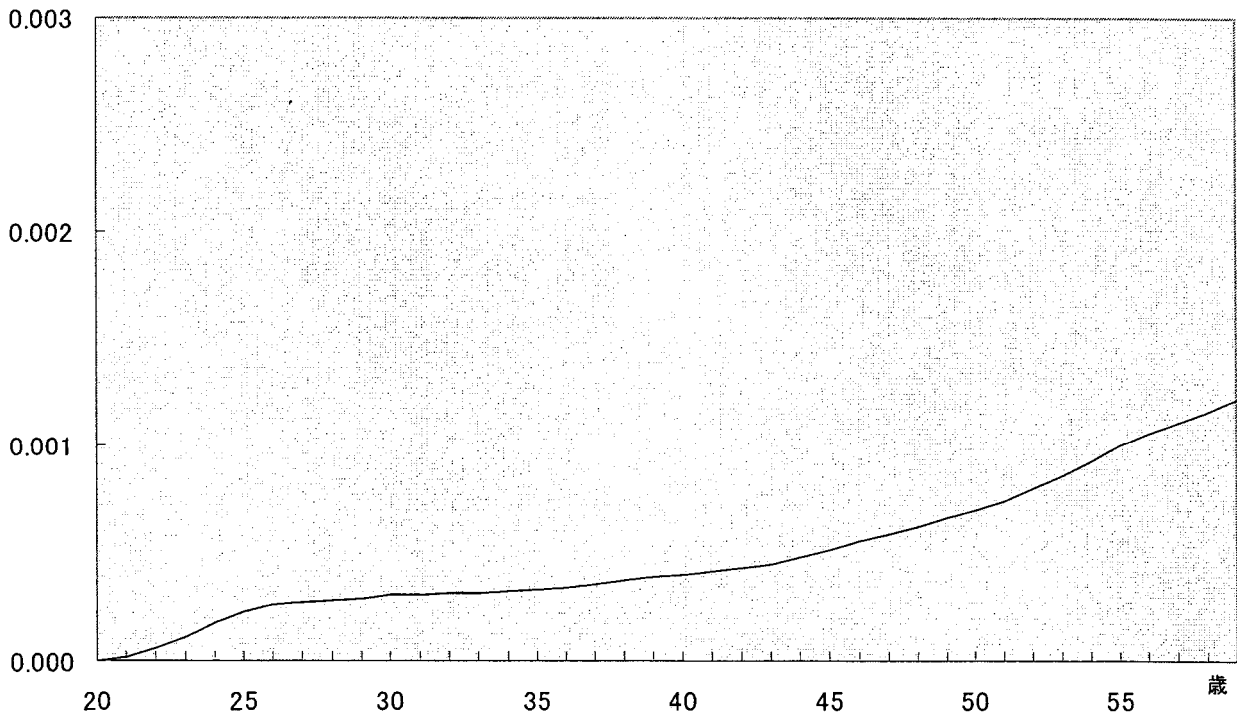
国民年金死亡脱退力 (3号)



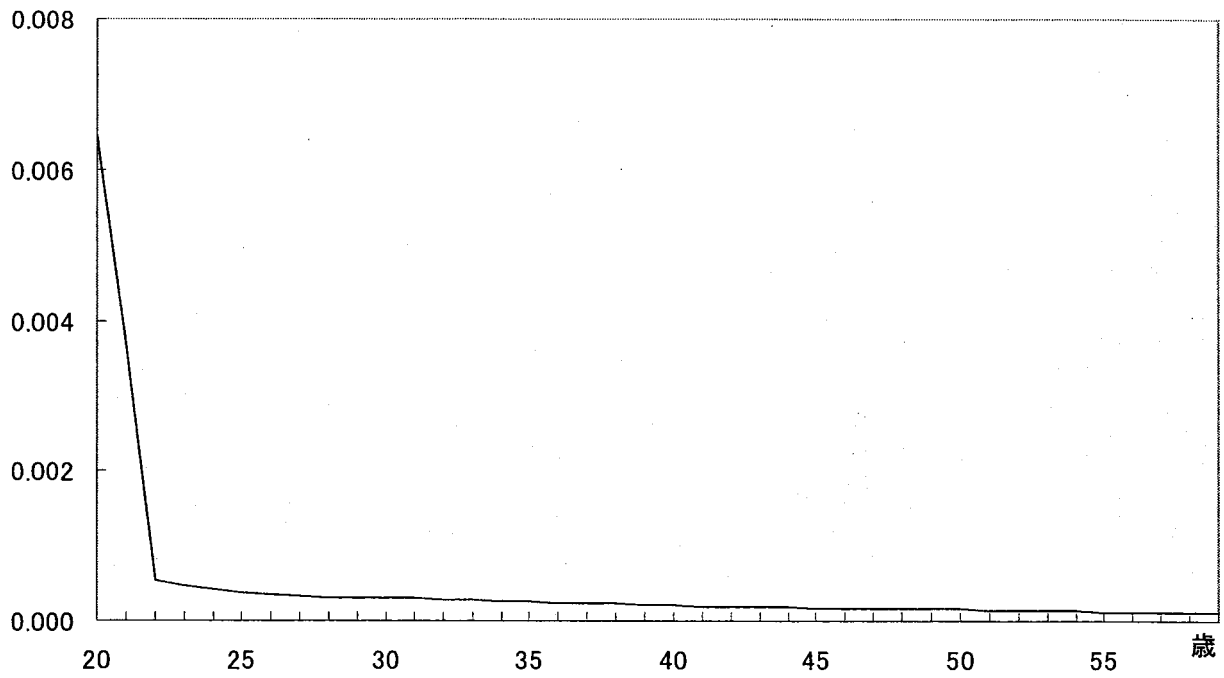
国民年金一般障害年金発生力（男子）



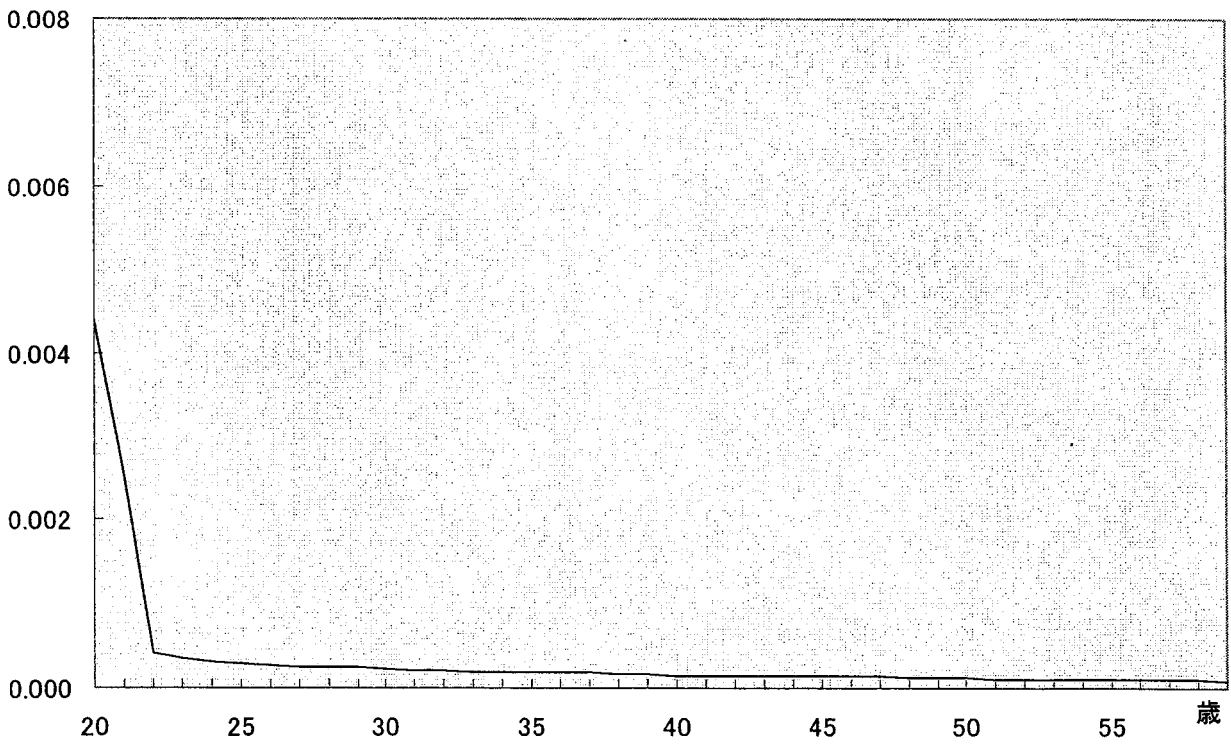
国民年金一般障害年金発生力（女子）



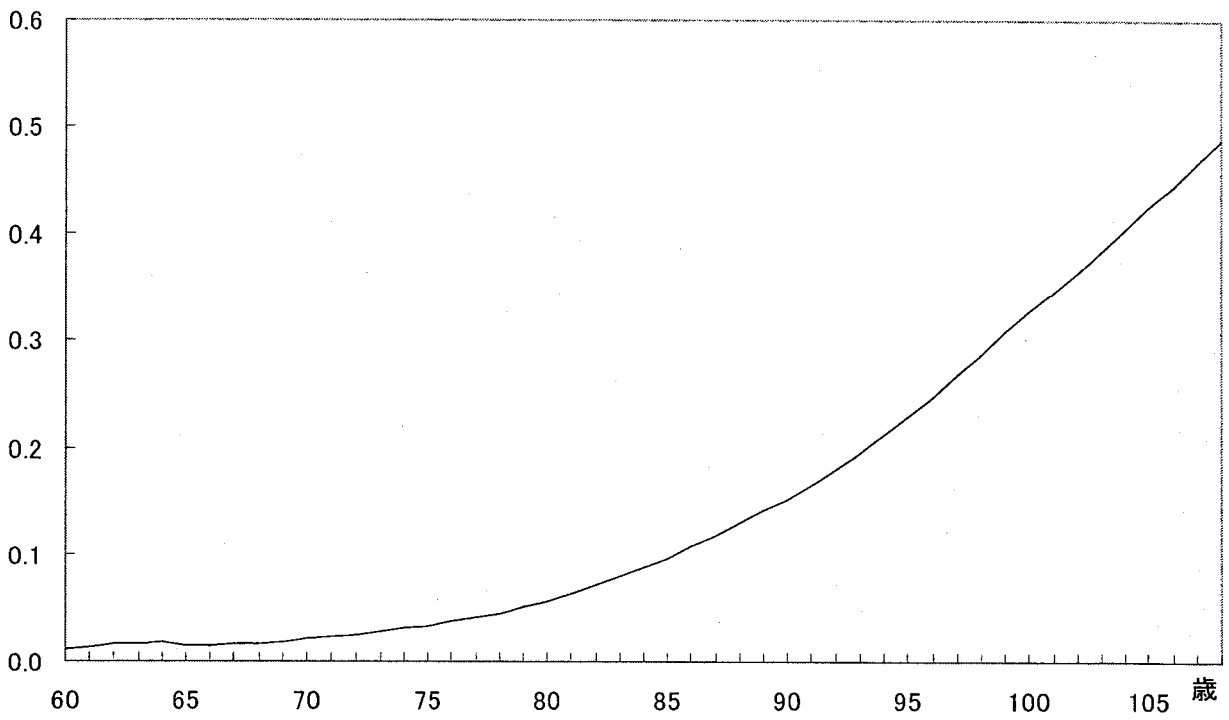
国民年金20歳前障害年金発生力（男子）



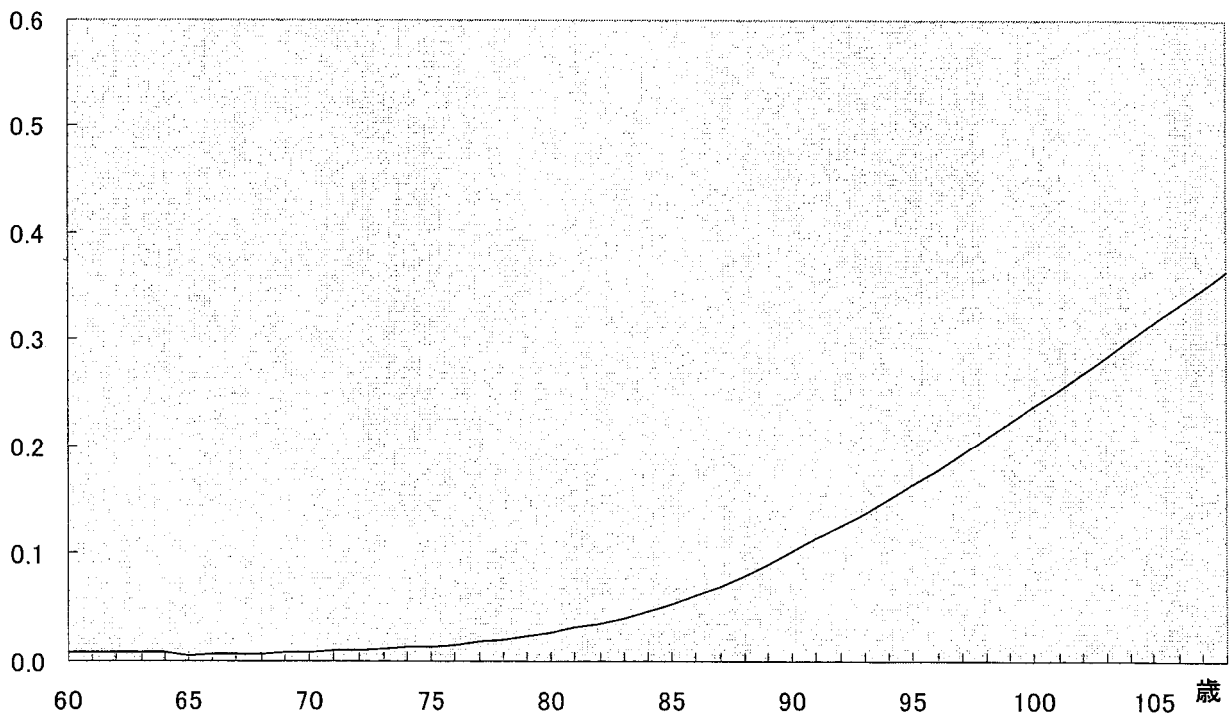
国民年金20歳前障害年金発生力（女子）



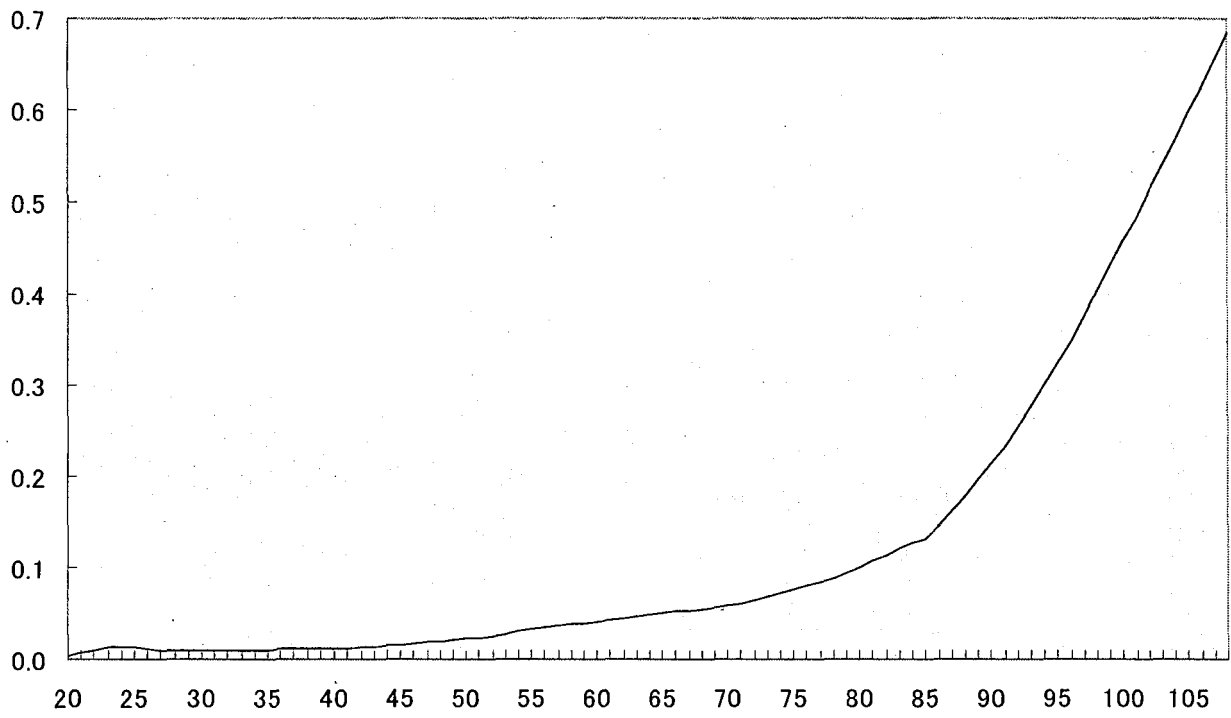
国民年金老齡年金失権率（男子）



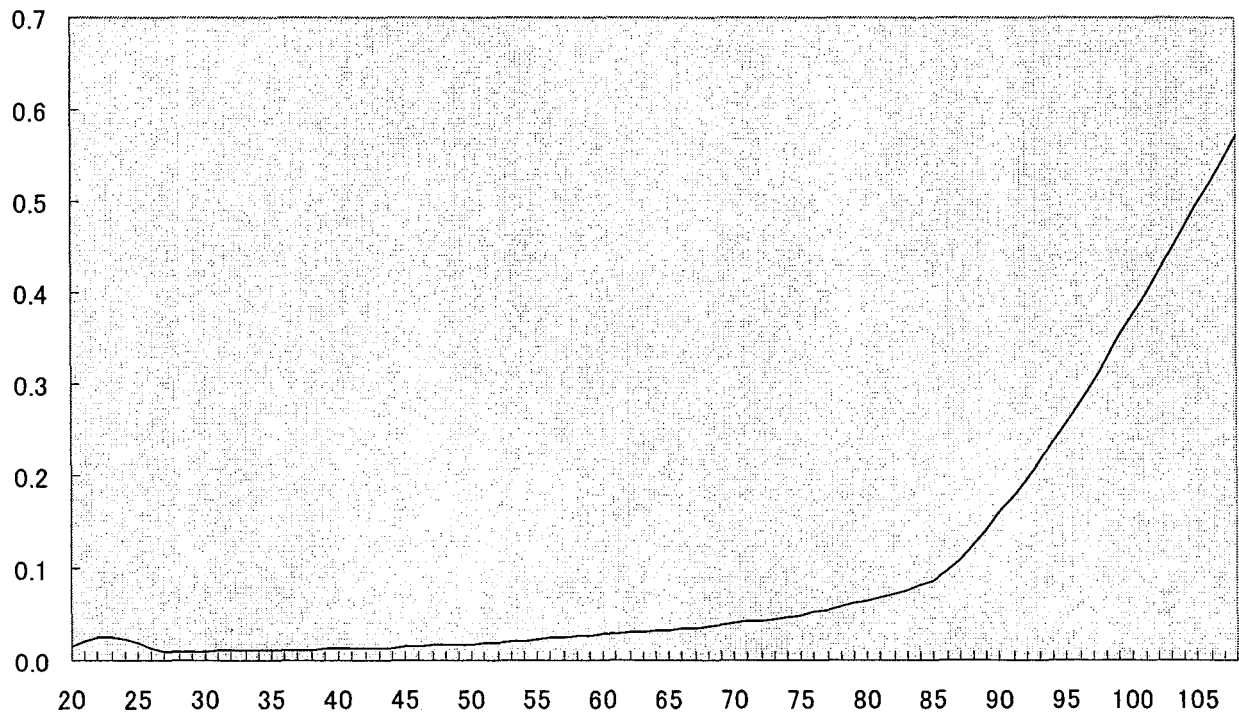
国民年金老齡年金失権率（女子）



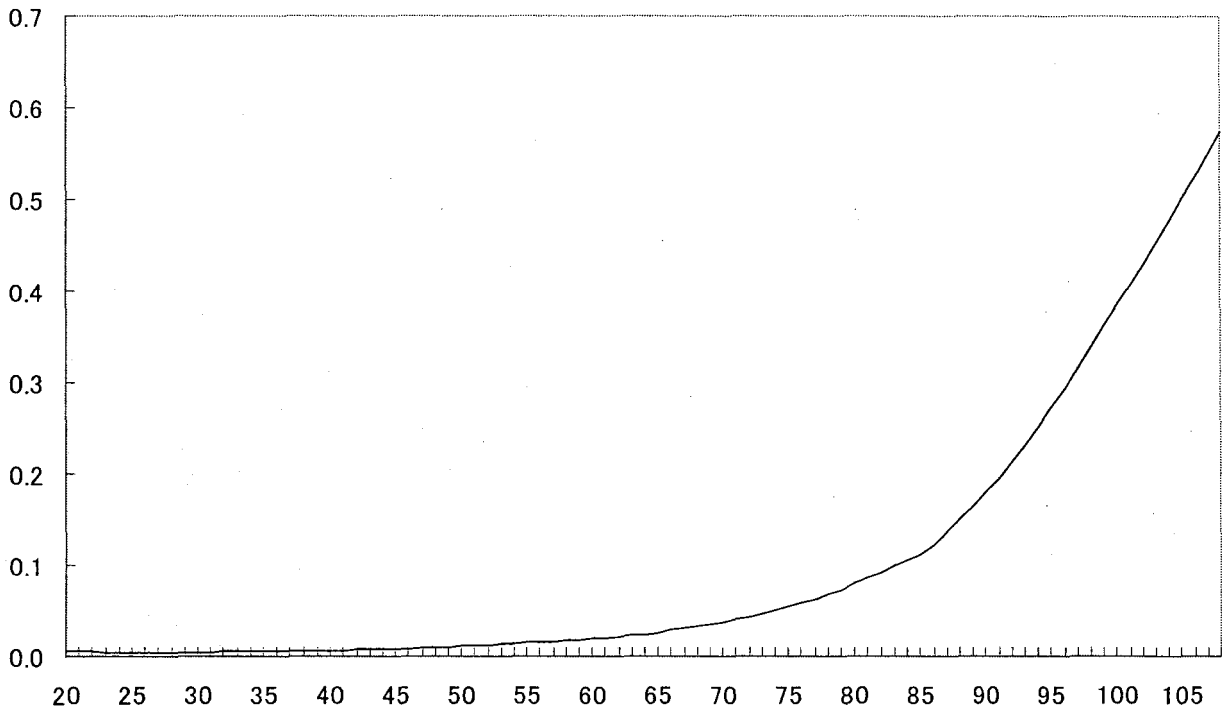
国民年金一般障害年金失権率（男子）



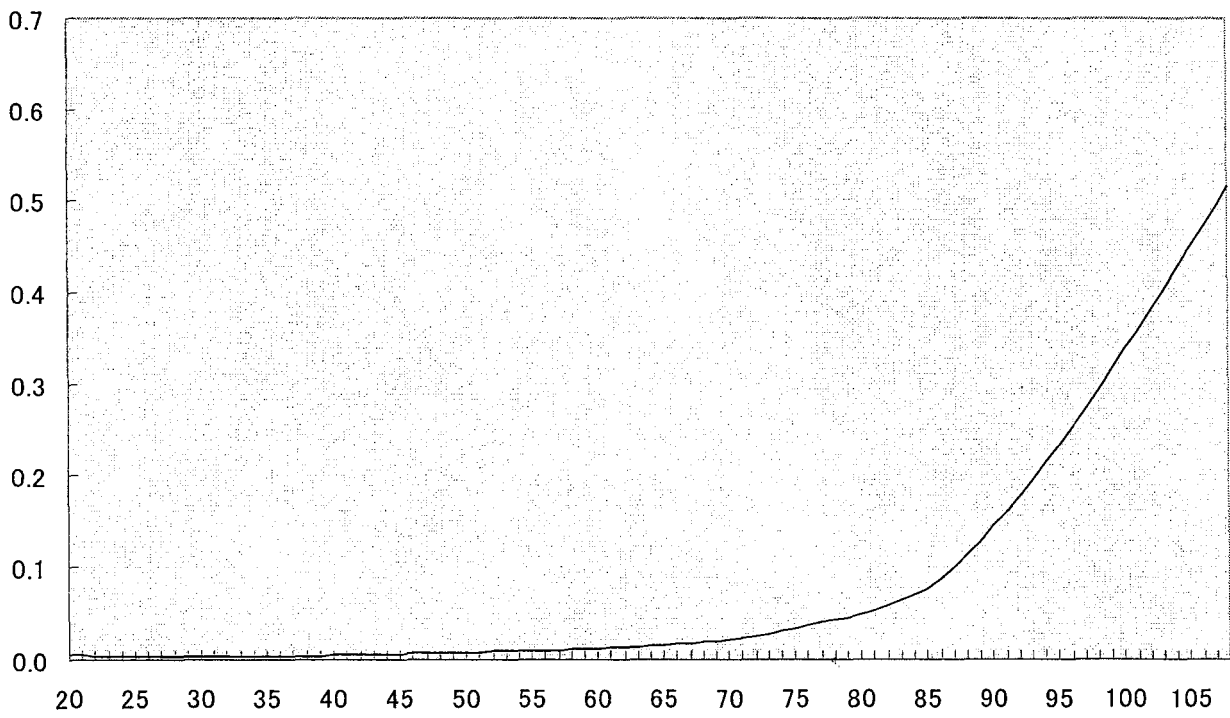
国民年金一般障害年金失権率（女子）



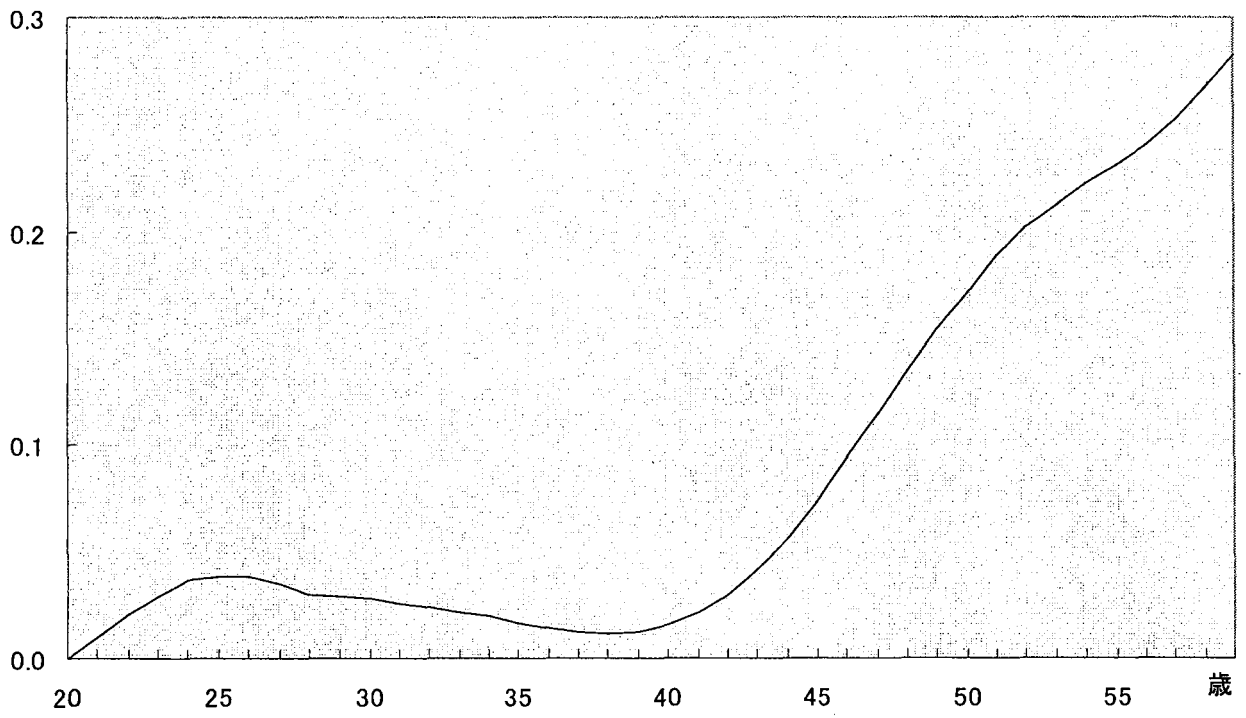
国民年金20歳前障害年金失権率（男子）



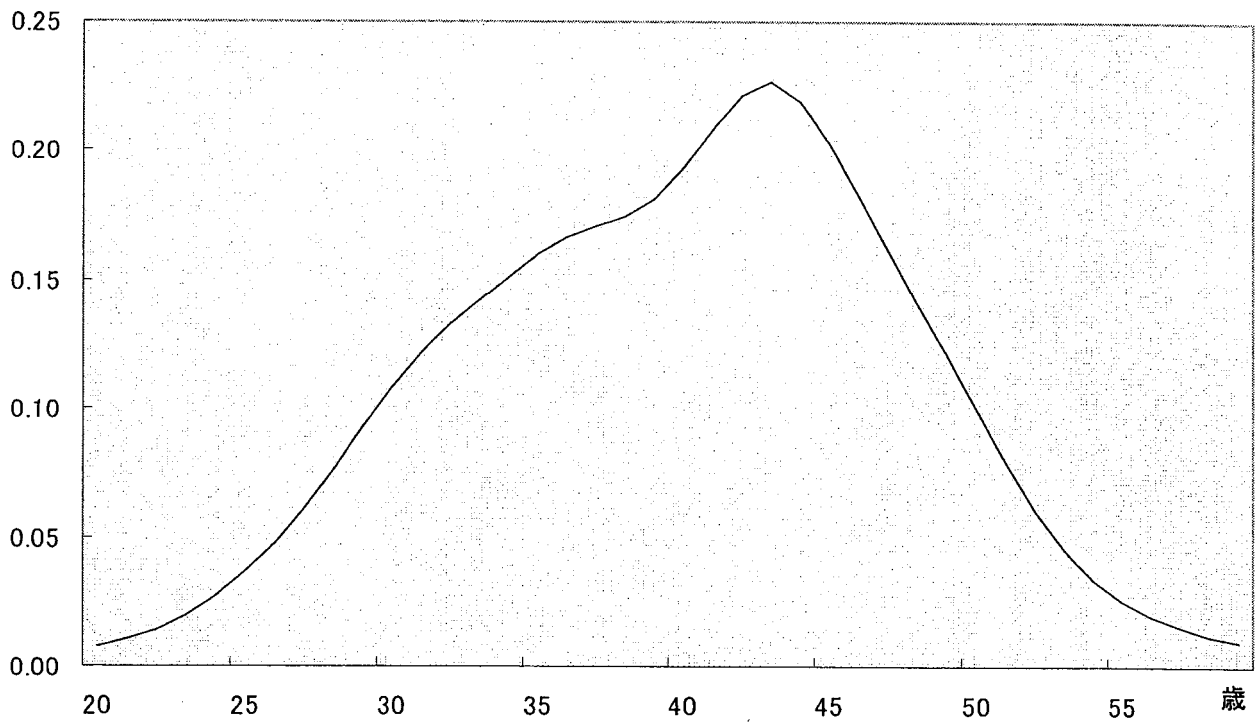
国民年金20歳前障害年金失権率（女子）



国民年金遺族年金失権率（妻）



国民年金遺族年金発生割合（妻）



国民年金遺族年金発生割合（子）

